

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

株式会社大和証券グループ本社

本日、当社グループ 大和証券株式会社より、プレスリリース「大和証券 マスミューチュアル生命新商品『アットウィル豪ドル年金型』を販売開始」を発表いたしましたのでご報告申し上げます。

以 上

2012年3月30日

各位

大和証券株式会社

## 大和証券 マスミューチュアル生命新商品 「アットウィル豪ドル年金型」を販売開始

大和証券株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:日比野 隆司)は、マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:溝口 賢典、以下マスミューチュアル生命)の新商品『アットウィル豪ドル年金型』(正式名称:積立利率金利連動型年金(豪ドル建))を2012年4月2日より販売開始いたします。

弊社にて円建個人年金保険、終身保険と販売してきた at will シリーズに、旺盛な世界の資源需要と他の先進諸国より高い金利を背景に存在感を高める豪ドルで運用する「at will(豪ドル年金型)」が加わりました。

### 「アットウィル(豪ドル建)」の特徴

#### 1. 豪州の金利を生かした運用

- ・豪州の金利水準を反映した積立利率で運用しますので、日本に比べ、高い金利が享受できます。
- ・ご契約時に設定された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて適用されますので、ご契約時に豪ドル建の年金額が確定します。

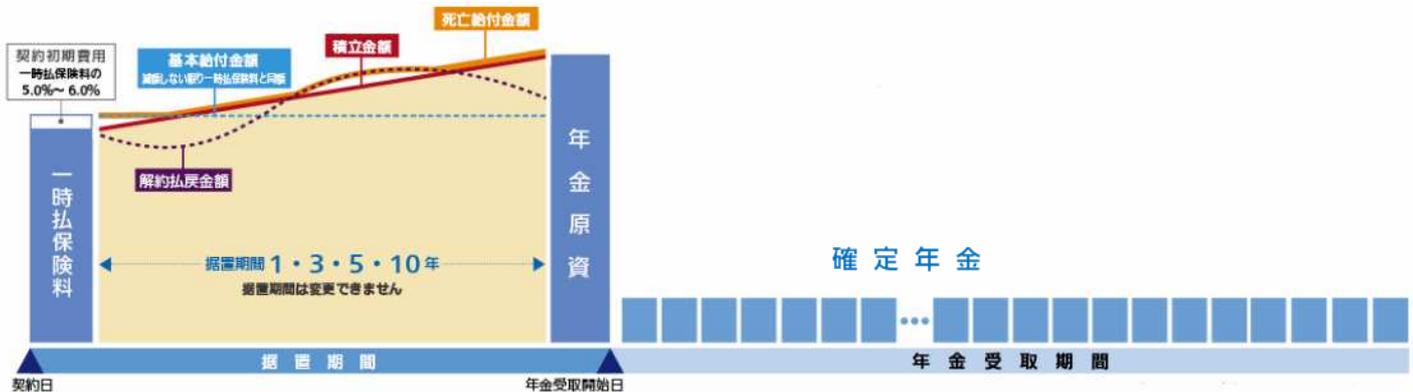
#### 2. 選べる据置期間、受取方法

- ・据置期間、年金受取期間を組み合わせることができます。
- ・年金は豪ドルまたは円でお受取りいただけます。
- ・円でお受取りになる場合は、年1回払のほか、年2回・4回・6回・12回払もお選びいただけます。

#### 3. 為替リスクに対応する機能

- ・年金受取時の為替レートが、設定した為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安の時だけ「円で受取り」、設定レートより円高の場合には、年金のお支払いをせず、「豪ドルで据え置く」ことができます。

【イメージ図】



お問い合わせ先: 大和証券グループ本社

広報部 白川、見澤、加藤、本田、木下

電話: 03-5555-1165

## 年金種類と取扱い範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取開始年齢
確定年金	1年	5・10・20年	0～89歳	1～90歳
	3年	5・10・20・30年	0～87歳	3～90歳
	5年	5・10・20年	0～85歳	5～90歳
	10年	5・10年	0～80歳	10～90歳

## 契約の取扱い

一時払保険料/年金額*1	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の を満たす範囲内となります。				
一時払保険料	50,000 豪ドル以上 (100 豪ドル単位) 契約年齢が 70 歳以上の場合は、50,000 豪ドル以上 5 億円 (通算為替レート*2 により円換算) 以下 保険料円入金特約を付加する場合は 500 万円以上 (1 万円単位) (契約年齢が 70 歳以上の場合は 500 万円以上 5 億円以下) 円によりお払込みいただく場合の為替レートは、「TTM (対顧客電信仲値) + 50 銭」となります。				
年金額	最低: 1,000 豪ドル (年金円支払特約 を付加しない場合 6,000 豪ドル) 最高: 3,000 万円 (通算為替レート*2 により円換算)				
保険料払込方法	一時払のみ				
付加できる特約	・保険料円入金特約 ・円支払特約 ・年金円支払特約 ・為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約				
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。				
	据置期間	年金受取期間			
		5年	10年	20年	30年
	1年	5.0%	5.5%	6.0%	-
	3年	5.0%	5.5%	6.0%	6.0%
	5年	5.5%	6.0%	6.0%	-
	10年	6.0%	6.0%	-	-
解約控除	解約控除はかかりません (ただし、市場価格調整が適用になりますので、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります)。				
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の 1% を積立金から控除します。				
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年 2 回・4 回・6 回・12 回払 (分割 1 回あたりの受取額は、年 2・4・6 回払は 500 豪ドル以上/年 12 回払は 250 豪ドル以上) 豪ドルで年金をお受取りになる場合は、年 1 回払のみとなります。				
契約者貸付制度	お取扱いはありません。				
配当金について	配当金はありません。				
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等) の対象となります。				
その他のお取扱い について	据置期間および年金受取期間の延長・短縮ならびに基本給付金額の増額のお取扱いはありません。				

\*1 同一被保険者でマスミューチュアル生命の他の一時払定期年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して 3,000 万円 (かつ契約年齢が 70 歳以上の場合は一時払保険料で 5 億円) を超えることはできません。

\*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のマスミューチュアル生命が定める通算為替レートを用います。

## <この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

### お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

#### <ご契約時の費用(契約初期費用)>

ご契約の締結等に必要な費用として、据置期間および年金受取期間に応じ、一時払保険料の5.0% ~ 6.0% を一時払保険料から控除します。

#### <保険期間中の費用>

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

#### <外国通貨のお取扱いに必要となる費用について>

- ・ 豪ドル建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を豪ドルでお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、マスミューチュアル生命からお支払いする年金等を豪ドルでお受取りになる際や、その豪ドルを円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- ・ 「保険料円入金特約」の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、および「円支払特約」「年金円支払特約」の付加により年金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50銭
円支払特約 / 年金円支払特約 の為替レート	TTM - 50銭

\* TTM(対顧客電信仲値)は、マスミューチュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

上記の為替レートは2012年3月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### 市場リスク・為替リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、マスミューチュアル生命所定の方法により計算された積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点において豪ドルで確定する年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

### 市場リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ・ ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- ・ 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・ 年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

以上